第2号様式(保険等に付されている財産の差押通知書)

|  |
| --- |
| 保険等に付されている財産の差押通知書 |
| 年　　月　　日保険者(共済事業者)の所在地名称　　殿小野町長　氏名下記のとおり、財産を差押えました。この差押えの効力は地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第53条第1項の規定により、保険金又は共済金の支払を受ける権利に及びます。なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |
| 滞納者 | 住(居)所 | 　 |
| 氏名 | 　 |
| 滞納金額 | 年度 | 税目 | 期別 | 納期限 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金額 | 備考 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 円 | 円 | 地方税法による金額 | 円 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| (名称、数量、性質及び所在)差押財産 | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 差押年月日 | 　　　　　　　　年　　　月　　　日 |

備考　「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知の作成の日までのものです。

記載要領

一　この通知書は国税徴収法第53条第1項の規定により、同項に規定する保険者等に対して差押えの通知をする場合に使用する。

二　「差押財産」欄には、保険に付されている財産の名称、数量、性質、所在等を記載するが、その財産にかかる保険等の内容については記載しないことに留意する。

三　「差押年月日」欄には、当該差押にかかる差押調書の日付を記載する。